

心身障害者医療費助成制度に関する意見書

東京都の心身障害者医療費助成制度は、平成12年9月の条例改正により支給要件が改められ、住民税非課税者は従来どおり医療費の自己負担は生じませんが、住民税課税者は1割の自己負担が生じることになりました。また同時に、所得制限基準額も厳しく引き下げられ、助成対象者は減少しました。

さらに、若年のうちに心身障害者になった人とは資産形成の状況等に違いがあること及び老人保健制度（現在の後期高齢者医療制度）の障害認定を受けることにより一定の負担軽減があることを理由に、65歳以上の新規障害者が当該制度の対象から除外されました。

しかし、65歳までに十分な資産が形成されている人は必ずしも多くなく、高齢の障害者の多くは、低所得で老後に不安を抱えているのが実情です。さらに、後期高齢者医療制度では、65歳以上の新規障害者は住民税非課税者でも1割の自己負担が生じており、同じ65歳以上の住民税非課税者でも、障害認定の時期によって1割の自己負担が生じる人と生じない人がいる状態となっています。

また、本区においては、平成24年3月末の時点で、65歳以上で新規に障害者になった方1,340人のうち、65歳以上75歳未満で障害者になった方が310人、75歳以上で障害者になった方が1,030人となっており、両者の年齢別障害発現率を比較すると後者の発現率が前者の約3.6倍となっています。このことは、75歳を一つの節目として新規に障害を持つ方が急増していることを示しており、その要因としては加齢による身体機能の低下が大きく影響していると考えられます。

こうしたことから、この制度の対象となる年齢要件が、現在の65歳未満ではあまりに早期の設定になっていると考えられるので、実情に合わせて年齢要件を引き上げる必要があります。

よって、墨田区議会は東京都に対し、心身障害者医療費助成制度における年齢要件を75歳未満まで引き上げ、65歳以上75歳未満の新規障害者も当該制度の対象とするよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成24年9月28日

墨田区議会議長
出羽 邦夫

東京都知事
石原 慎太郎 様